

公表用

令和5年5月18日

自 第52号議案

至 第56号議案

令和5年第1回
八王子市議会臨時会議案

八王子市

目 次

第 5 2 号議案	令和 5 年度八王子市一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分 について……………	1
第 5 3 号議案	令和 5 年度八王子市給与及び公共料金特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について……………	3
第 5 4 号議案	八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例設定の専決 処分について……………	5
第 5 5 号議案	八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例設定の専決処 分について……………	13
第 5 6 号議案	八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定の専決 処分について……………	17

第52号議案

令和5年度八王子市一般会計補正予算（第1号）の専決処分について

令和5年度八王子市一般会計補正予算（第1号）を定めるにつき、別冊のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月18日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

第 5 3 号議案

令和 5 年度八王子市給与及び公共料金特別会計補正予算
(第 1 号) の専決処分について

令和 5 年度八王子市給与及び公共料金特別会計補正予算 (第 1 号) を定めるに
つき、別冊のとおり専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定によ
り報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 1 8 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

第54号議案

八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例設定の専
決処分について

八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例設定につき、別紙のとおり専
決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求め
る。

令和5年5月18日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例設定の専
決処分書

八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例設定につき、議会の議決を求
むべきところ緊急に改正作業をする必要があった事項について、地方自治法第1
79条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

八王子市長 石 森 孝 志

八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

八王子市市税賦課徴収条例（昭和25年八王子市条例第19号）の一部を次の
ように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 （固定資産税に係る課税標準の特例）</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3 の2まで 又は第63条の規定の適用がある 各年度分の固定資産税に限り、第42条第 8項中「又は第349条の3の4から第3 49条の5まで」とあるのは「若しくは第 349条の3の4から第349条の5まで 又は附則第15条から第15条の3の2ま で 若しくは第63条」とする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で 定める割合）</p> <p>第10条の2 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法附則第15条第25項第1号イに規定 する設備について同号に規定する条例で定 める割合は3分の2とする。</p> <p>4 法附則第15条第25項第1号ロに規定 する設備について同号に規定する条例で定 める割合は3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第25項第1号ハに規定</p>	<p>附 則 （固定資産税に係る課税標準の特例）</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3 の2まで、第63条又は第64条の規定の 適用がある各年度分の固定資産税に限り、 第42条第8項中「又は第349条の3の 4から第349条の5まで」とあるのは 「若しくは第349条の3の4から第34 9条の5まで又は附則第15条から第15 条の3の2まで、第63条若しくは第64 条」とする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で 定める割合）</p> <p>第10条の2 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法附則第15条第26項第1号イに規定 する設備について同号に規定する条例で定 める割合は3分の2とする。</p> <p>4 法附則第15条第26項第1号ロに規定 する設備について同号に規定する条例で定 める割合は3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第26項第1号ハに規定</p>

する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

- 6 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
- 7 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。
- 8 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。
- 9 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。
- 10 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 11 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 12 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 13 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 14 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 15 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～10 (略)

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

- 6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
- 7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。
- 8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。
- 9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。
- 10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 13 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 14 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 15 (略)

16 法附則第64条に規定する条例で定める割合は、0とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～10 (略)

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

1.2 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第7条第17項**に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則**附則第7条第17項**に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

1.3 (略)

1.4 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第18条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が最初の法第444条第3項に規定する車
両番号の指定（次項から**第4項**までにお
いて「初回車両番号指定」という。）を受
けた月から起算して14年を経過した月の
属する年度以後の年度分の軽自動車税の
種別割に係る第62条の規定の適用につ
いては、当分の間、次の表の左欄に掲
げる同条の規定中同表の中欄に掲げる
字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる
字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号
に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第
62条の規定の適用については、当該軽
自動車が**令和4年4月1日から令和8年3月3
1日まで**の間に初回車両番号指定を受け
た場合には、**当該初回車両番号指定を受け
た日の属する年度の翌年度分**の軽自動車
税の種別割に限り、次の表の左欄に掲
げる同条の規定中同表の中欄に掲げる
字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる
字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

1.1 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第7条第13項**に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則**附則第7条第13項**に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

1.2 (略)

1.3 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第18条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が最初の法第444条第3項に規定する車
両番号の指定（次項から**第8項**までにお
いて「初回車両番号指定」という。）を受
けた月から起算して14年を経過した月の
属する年度以後の年度分の軽自動車税の
種別割に係る第62条の規定の適用につ
いては、当分の間、次の表の左欄に掲
げる同条の規定中同表の中欄に掲げる
字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる
字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号
に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第
62条の規定の適用については、当該軽
自動車が**令和2年4月1日から令和3年3月3
1日まで**の間に初回車両番号指定を受け
た場合には**令和3年度分**の軽自動車税の
種別割に限り、次の表の左欄に掲
げる同条の規定中同表の中欄に掲げる
字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる
字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第62条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第62条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第62条の規定の適用については、当該軽自動車が発行された日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が発行された日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第44条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第62条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第62条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）
第18条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から**第4項**までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定

用のものを除く。）に対する第62条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第62条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第62条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）
第18条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から**第8項**までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定

<p>する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>
-------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の八王子市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第55号議案

八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例設定の専決
処分について

八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例設定につき、別紙のとおり専決
処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月18日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例設定の専決
処分書

八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例設定につき、議会の議決を求めべきところ緊急に改正作業をする必要があった事項について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

八王子市長 石 森 孝 志

八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例

八王子市都市計画税条例（昭和31年八王子市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(法附則第15条第32項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>3～16 (略)</p> <p>17 法附則第15条第1項、第13項、第15項、第17項、第19項、第24項、第31項、第32項、第35項若しくは第39項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>18 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(法附則第15条第33項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>3～16 (略)</p> <p>17 法附則第15条第1項、第14項、第16項、第18項、第20項、第25項、第32項、第33項、第36項若しくは第40項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>18 (略)</p>

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の八王子市都市計画税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第56号議案

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定の専
決処分について

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定につき、別紙のとおり専
決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求め
る。

令和5年5月18日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定の専
決処分書

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定につき、議会の議決を求むべきところ緊急に改正作業をする必要があった事項について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

八王子市長 石 森 孝 志

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八王子市国民健康保険条例（昭和34年八王子市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(課税額)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 22万円 を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 22万円 とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(低所得者の保険税の減額)</p> <p>第30条 次の各号のいずれかに掲げる納税義務者に対して課する保険税の額は、第11条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額）及び同条第4</p>	<p>(課税額)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 20万円 を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 20万円 とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(低所得者の保険税の減額)</p> <p>第30条 次の各号のいずれかに掲げる納税義務者に対して課する保険税の額は、第11条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額）及び同条第4</p>

項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額）の合算額とする。

(1) (略)

(2) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**29万円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～ウ (略)

(3) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**53万5千円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～ウ (略)

項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額）の合算額とする。

(1) (略)

(2) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**28万5千円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～ウ (略)

(3) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**52万円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～ウ (略)

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の八王子市国民健康保険条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。